

「(公的) 審査委員だよ Re:」 No.41



はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改定等について

令和8年度料金の改定はもとより、不正防止規定（経済上の利益の提供や施術所と施設等の特別な関係にある場合など）、訪問施術料区分の追加、月16回以降の施術料等や訪問施術の集中に関する逡減の新設、自己・自家施術の明文化などなど、多岐にわたり変更のあった通知とそれに係る疑義解釈資料（Q&A）が発出されました。

令和8年7月1日以降の施術分から適用（厚労省ホームページより）

通知

- ◆はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について(令和8年6月5日保発0605第8号)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260609_01.pdf
- ◆「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について(令和8年6月5日保発0605第9号)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260609_02.pdf
- ◆「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について(令和8年6月5日保医発0605第3号)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260609_03.pdf
- ◆はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る明細書について(通知)(令和8年6月5日保医発0605第4号)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260609_04.pdf
- ◆「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」等の一部訂正について(令和8年6月23日 事務連絡)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260629_02.pdf

様式

- 療養費支給申請書、療養費支給申請総括票
- 同意書・診断書、施術報告書
- その他

<https://x.gd/PBNdL>

疑義解釈資料(Q&A)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（令和8年7月3日 事務連絡①）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260706_01.pdf

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（令和8年7月3日 事務連絡②）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/260706_02.pdf

法律相談

大鍼会会員の方は、顧問弁護士による無料法律相談をご利用いただけます。鍼灸業務に関する事はもちろん、個人的な日常生活でのトラブルや悩みなどもご相談頂けます。

実施日時

事前にご予約して下さい。

利用料（費用）

無料

※弁護士業務依頼には、別途料金が発生します。

相談時間

1案件、30分以内

（注）相談内容や事実の流れ等を簡潔にまとめてお聞き下さい。

予約受付時間

平日の午前9時30分から午後5時30分まで

※予約時に会員である旨、地域、氏名、治療院名等をお伝え下さい。

対象者

（公社）大阪府鍼灸師会会員

水都法律事務所 緒方 雅子弁護士 TEL 06-6311-5881

年会費の引き落としのお知らせ

法人管理委員会 北川肇

平素は会務にご協力くださりまして有難うございます。

8月5日は、令和8年8月9月10月11月分の会費の郵便自動引き落とし日となっています。口座資金についてご準備くださいますようよろしくお願いいたします。

CONTENTS

M1

（公的）審査委員だよ Re:」No.41

法律相談

年会費の引き落としのお知らせ

M2

民生・労災の新規取扱い講習会を行います

情報発信の方法変更について

会員動態報告

「大阪マラソンケアステーション視察に関する件」についてご報告

M3

令和8年度 第63回定時会員総会 議事録

M4

令和8年度 第63回定時会員総会 議事録

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
令和8年度 第2回理事会 議案メモ

民生・労災の新規取扱い講習会を行います。 (※今年度最終・次回は来年5月)

参加希望者は氏名、所屬地域、指定対象の住所、受講希望(生保・労災)の別をメール、もしくはFAXか電話で事務局にお知らせください。

※尚、生活保護取扱い指定対象住所・開設者は、施術所所在地、勤務者は現住所地の指定を受けます。

日 時 令和8年10月18日(日) 9:00 開始

場 所 大阪府鍼灸師会館

1 生活保護

(施術管理者だけでなく生保取扱い施術者全てが指定を受けます)

【持ち物】

A4サイズにした免許証のコピー、印鑑、筆記用具。施術所が堺市、大阪市の場合、保健所印押した開設届コピー、振込先になる、ゆうちょ銀行通帳(もしくは、口座名義、記号・番号がわかる1ページ目のコピー)

※生活保護医療扶助 取扱いの注意

- ・院内であっても給付要否意見書や申請書に記載されている指定施術者以外の施術担当は認められません。
- ・施術は給付要否意見書が発行された後、かつ医師の同意日以降となります。
- ・申請書は毎月5日到着を締切りとして処理いたします。
- ・生活保護医療扶助の鍼灸取り扱い療養費に準じて行われますが、回数や往療に関して必要性をより厳格に見られますのでご注意ください。

2 労災保険 (施術所から1名の指名になります)

【持ち物】

A4サイズにした免許証のコピー、保健所印押した開設届のコピー(付近の見取図・施術所の平面図)、筆記用具、印鑑、振込用の通帳(ゆうちょ銀行は不可)



情報発信の方法変更について(公式LINEのご案内)

これまで当会では、メールマガジン「いかなごう」を通じて、講習会情報や業界動向等を都度お届けしてまいりました。

しかし近年、メールの開封率低下や受信環境の変化により、必要な情報が届きにくい状況が見られるようになっていきます。

そこで今後は、より確実に、タイムリーに情報をお届けするため、情報発信の軸を LINE へ移行すべく**公式 LINE アカウント**を作成いたしました。

登録は
こちら
公式
LINE



公式 LINE では

公式 LINE では、
・講習会やイベントの最新情報
・各種お知らせ
・業界に関する情報
などを、分かりやすく配信してまいります。

ぜひ公式 LINE へのご登録をお願いいたします。

令和8年7月度 会員動態報告書(敬称略)

(令和8年7月16日 組織担当 森下 輝弘)

■正会員申請(2名)

(B会員) 高村 志帆(福島) (B会員) 岸本 晶愛(堺)

■会員相続権申請 無し

■会員種別変更(1名)

(A会員→B会員) 北國 剛志(高槻)

■登録事項変更(2名)

(施術所名称変更) 尾崎 朋文(堺)

(施術所情報変更) 原田 正美(八尾・柏原)

■準会員申請(15名)

谷口 剛志	宮城 凌央	上田 英	直江 陽子	野田 祐子
増井 雅行	石田 幸恵	高橋 香織	森 世史輝	田中 美幸
富酒 博美	木虎 明子	小寺 ひとみ	太田 雅代	柴尾 裕子

■退会届(8名)

翁 祖耀(淀川): 理由の記載なし 谷口 美恵子(北): 高齢のため

菅 廣二(淀川): 身体不調のため

佐子 幸男(淀川): 理由の記載なし

岩 英進(高槻): 一身上の都合により

丹波 徹二(八尾・柏原): 理事の混乱を招いたため

会員資格の喪失 上田 博(茨木): 死亡 井上 雄史(堺): 死亡

■休会申請 無し

■賛寿会員申請(2名) 鈴木 紘(高槻) 井上 英世(高槻)

■協賛会員申請 無し

「大阪マラソンケアステーション視察に関する件」についてご報告

会員各位

平素より本会運営にご協力賜わりありがとうございます。

さて、5月17日に開催されました定時会員総会で事前質問に対する答弁させて頂きました、「大阪マラソンケアステーション視察に関する件」について、その後の進展をご報告申し上げます。

事の発端ならびに総会までの経緯については、今号フレッシュ紙面:第2回理事会議事メモ・定時会員総会議事録をご参照いただきたく存じます。

まず、総会にて今後の方針として組織の正常化を目指しつつ、辞意を表明された浅井理事・三宅理事・丹波理事の三名に対し、まずは引き続き留任をお願いする方向で対応するいたしました。その後6月17日(水)に本会会館にて当事者(荒木会長・南副会長・久保副会長・北川副会長・浅井理事・三宅理事・丹波理事)ならびに第3者として当事者以外の理事・監事を交えて話し合いの場を設けました。その際、お互いの主張を重ねる中で、今回の大きな焦点である理事会において虚偽報告がなされたとの主張に対し、認識の違いであることを改めて説明しましたが、双方の溝は埋まりきりませんでした。結果、浅井理事・三宅理事・丹波理事の辞任の意思は固く、断腸の思いで受理しました。

結果として、本件で堀口前会長含め4名の理事が辞任という形になり、遺憾の念に堪えません。

これを受け、早速理事会の正常化を図るべく協議・対策をとり、すでに動き出しております。現体制の理事・監事一同、残り任期を一丸となって会務に努める所存であります。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

会長 荒木善行

令和8年度 第63回定時会員総会 議事録



司会 副会長 南 治成

堀口会長が病氣療養のため、総会を欠席することを報告。
令和8年5月17日の理事会にて、会長職務代行として荒木善行理事が選任された。
提出済の委任状は会長の承認によるものを含め、引き続き有効として扱われる。
本総会は、定款および関係規定に基づき、有効に成立しているものとする。

物故者への黙祷

1. 開会の辞 副会長 久保俊仁
2. 会長挨拶 会長代行 荒木善行
3. 顕彰 生涯研修制度認定顕彰者 代表 松本政己先生
4. 顧問紹介 顧問弁護士 緒方雅子 先生(水都法律事務所)
顧問公認会計士・税理士 杉本篤史 先生(悠久 杉本会計事務所)
5. 議長団選出 司会者一任 議長 中川欣久 中央地域
副議長 中谷泰夫 河北地域

議長団挨拶
定足数確認 会員総数 414名(令和8年3月31日現在・正会員のみ)
出席者数 26名
委任状数 288名(出席者総数 314名)

総会の成立を宣言(議長)

6. 書記 理事 吉野亮子
7. 議事録署名人 会長代行 荒木善行 中央地域 ・ 中川欣久 中央地域
8. 報告事項

①令和7年度 事業報告の件 (総会資料 p.6~13)
久保副会長より運営方針ならびに各事業報告の説明があった。

・質疑応答

質問：池邊(泉大津)
令和7年度と大きく変わった点は何か。

回答：荒木会長代行
令和8年度事業計画の主な変更点
・「公益社団法人としての質の向上」を運営方針に追加
(※立ち入り調査がR6年にあり、重点事項として再掲)
・公益事業の縮小・地域主体化
・これまで各地域で実施していた「鍼灸啓発・健康相談事業」については、予算の都合により、今年度は地域主体での運営に変更。
・研修会事業の見直し
従来： 霊枢勉強会：毎月1回開催
学術講習会：年6回開催
令和8年度： 霊枢勉強会は、可能な限り毎月開催を継続
大阪府鍼灸師会主催の学術講習会は実施しない
大阪府鍼灸マッサージ師会との合同研修会として運営していく方針

質問：池邊(泉大津)
霊枢勉強会にかかる支出が会計を圧迫しているのではないか？

回答：荒木会長代行
昨年の総会で指摘された「霊枢勉強会の赤字問題」について、改善を行っている。
勉強会を完全に廃止する案もあったが、この勉強会は他団体や他の鍼灸師会では実施されていない大阪府鍼灸師会独自の事業であるという点を重視し、継続する方針を選択。改善策としては「独立採算制」を意識し、令和8年4月から受講料を引き上げた。まずは4～7月の実績を見て、効果を検証する方針。
現時点の状況
4月：ほぼ収支トントン
5月：若干の黒字
この傾向が続けば、予算上大きな赤字にはならない見込み。
今後の方針としては、まず4か月間を試行期間として様子を見る。
その結果を踏まえ、残り8か月の実施継続の可否も含めて理事会で改めて審議し、事業運営を判断していく。

質問：竹藤(北摂)
普及啓発事業については、「事業数が少ない」「参加人数が少ない」という課題があり、特に参加者をどう増やすかに苦労していた記憶がある。今後地域主体へ移行していく場合、大阪府鍼灸師会本体としての公益事業は減少することになるのではないか。結果的に公益社団法人としての役割や存在意義、さらに法人として事業を継続していけるのかという点に疑問や不安を感じている。

回答：南副会長
地域ごとの普及啓発事業やイベント事業では、参加人数に大きな差があり、少人数の地域は集客に苦心している状況がある。一方で、財政面、特に公益法人として必要な「公益事業比率」については、地域事業を地域負担で行い、本会から財政支出を行わない形でも基準をクリアできるという試算が理事側で行われている。
将来的に地域任せを固定化したいわけではなく、来年度はワールドマスターズゲームズという大規模事業が控えており、人的・財政的リソースを集中投入する必要がある。
そのため、令和8年度までは一定の緊縮財政を取りつつ、大会対応を見据えた予算編成になっている。
現状、イベント参加者数は全体として少なく、一部地域では集客できているものの、全体的な改善には至っていない。地域主体を維持しつつも、後援など別の関わり方や、名義の使い方を工夫し一般市民に地域活動・公益活動へ参加してもらうため、広報戦略を改めて検討していく。

質問：池邊(泉大津)
準会員から正会員になった人はどれくらいいるのか。理事会として正会員をどのように増やしていくのか。

回答：南副会長
会の主な収入源は会費であり、会員数の増加が重要な課題であり、正会員を増やすことは理事会でも継続的な懸案事項として議論されている。準会員から正会員への移行促進のため、案内メールを送るなどの働きかけを行っている。また、免許取得後の準会員を無料のままとすることについては、見直しを検討する議題として挙がっている。
準会員から正会員へ移行した人数は割合としては10%以下。

回答：荒木会長代行
準会員と正会員の権利の差が小さい点が課題として認識されており、制度の検証・再構築が必要。
・会員制度をより適切に運用するため、データ管理を強化。
・準会員から正会員への移行促進に向け、正会員になるメリットやステップアップの仕組みづくり。
・スポーツイベントや研修会を通じて、府外からも入会希望者が出ている。
・従来は地域代表を通じた入会申請と理事会承認が必要だったが、現在はネット上から申し込みできる仕組みも導入。一方、地域代表を介さないことで地域との関係づくりが弱くなることも懸念されている。

質問：三木(中央)
来年度のワールドマスターズ及び研修事業見直しについて事業計画の中では何にも触れられていない。これは事前に質問しようがない。

回答：荒木会長代行
ワールドマスターズ開催自体が令和9年度であったため、事業計画には記載されていないが、そのために令和8年度事業見直しがされていることに関しての説明が不十分であったことは申し訳ない。今後できる限りのご説明はさせていただきます。
事業計画作成時点では、大阪府鍼灸マッサージ師会との生涯研修に関する正式合意が未完了だったため、事業計画書には合同研修会の内容を掲載できなかった。
その後4月に両団体会長間で合意が成立し、令和8年度の学術講習会を合同研修会として開催することが正式決定したため、会員への正式な周知が遅れた。
合同研修会を実施する背景
・財政縮小により、学術講習会の単独開催継続が難しくなった。
・生涯研修制度単位取得に必要な生涯研修は継続する必要がある。

【日時】 令和8年5月17日(日) 14時30分～16時30分
【場所】 マイドームおおさか8階 第3会議室 〒540-0029 大阪市中央区本町2番5号

・近年は全国的に研修会参加者が減少しており、各団体で似た内容・講師が重複する課題もあった。
・研修会を一本化し、参加者を集約して内容の充実を図る目的もある。
今回の合同開催の内容
・令和8年度は、大阪府鍼灸マッサージ師会主催の研修会に本会が共催という形で参加する。
・運営費の大部分は大阪府鍼灸マッサージ師会側が負担し、当会は一部費用負担のみとなる。
・まずは試験の実施とし、参加者増加や効果が確認後、9年度以降継続を検討。
・将来的には、両団体で費用分担しながら共同開催する可能性も視野に入れている。

②令和8年度 事業計画及び予算案の件
久保副会長より運営方針ならびに各事業計画、北川財務担当理事より予算の説明があった。
北川財務担当理事(総会資料 p.14～22)
令和8年度予算の説明を行う。3月31日時点で正会員415名うち賛寿会員17名を除くと会費の支払いをしてくれる会員は398名のため、入会者10名、正会員400名で予算案を作成した。
公益事業の3条件の検証を行った。①遊休財産はP23参照、960万1712円、R8年度の公益事業予算はP21参照、1079万4926円。R8年度以内に事業実施状況をみながら遊休財産とほぼ同額の公益活動にしていける方針で問題なし。②P22参照で、公益事業で黒字事業はしないので収支相償も問題なし。
③公益目的事業費率は約53.83%で50%を超えていて問題なし。
上記予算と設備投資の見込みを含め説明。

質問：池邊(泉大津)
理事会で重大な意思決定ミスや不適切な判断があった場合、損害賠償責任が常任理事個人に及ぶのか、あるいは団体全体や保険で対応されるのか。

回答：緒方弁護士
理事には、報酬の有無に関係なく「善管注意義務(善良な管理者としての注意義務)」があり、それに基づいて職務を遂行する必要がある。
他の理事の意見に従った場合でも、自らの判断として適切に検討したうえで賛成したのでなければ問題となり得る。

回答：南副会長
理事会においては賛否を問い、反対者がいる場合は誰が反対なのか記録に残している。

9. 決議事項
第1号議案 令和7年度決算報告及び監査報告の件

北川財務担当理事より決算報告の説明があった。
北川財務担当理事
前年はIT補助金を中心に285万3648円の補助金がありましたがR7年度はなかった。
R7年度の収入は1688万677円、支出は1812万8317円で124万7640円の赤字決算になった。
公益法人の3条件の割合を51%程度まで下げれば、収支は黒字化するのか。現在の赤字の主な原因をどこにあると考えているのか、今後の予算編成の参考として説明を求める。
回答：北川財務担当理事
公益事業費の比率が高く赤字となっている状況については、執行部としても認識しその都度理事会等で収支状況を確認しながら運営している。公益法人としては、公益事業比率が50%を超える必要があり、その基準を維持しながら運営しなければならない事情がある。
一方で、会員数が大きく減少しているにもかかわらず、会員数が800名以上いた時代と同規模の公益事業を続けているため、財政的に無理が生じているとの認識が示された。
現在の正会員数は約400名規模であり、事業ごとに人件費や消耗品費などの負担が発生している。そのため、どの事業を継続・縮小・廃止するかを令和8年度中に検証し、事業の整理を進める必要がある。予算編成時点では十分な検討・決定まで至らず、今回の赤字決算につながった。当会を守るため維持するための守備的な対策と将来、補助金など活用し当会に役立つ対策が必要になっている。
第1号議案は、決算報告および監査報告共に挙手にて賛成多数で承認された。

・事前質問および回答に関する質疑応答
事前質問1：井尻(河南地域)
令和8年度事業計画運営方針の「公益社団法人としての質の向上」について具体的な内容を教えていただきたい。

回答：荒木会長代行
ご質問ありがとうございます。
「公益社団法人としての質の向上」につきましては、公益法人として求められる公益性・透明性・適正な組織運営をより高め、社会や府民、会員から信頼される団体運営を行うことを目的としております。具体的には、理事会運営や規程整備などがバランスの強化、法令遵守の徹底、地域連携等の公益事業の充実、生涯研修を通じた会員資質の向上、そして情報公開の充実による説明責任の強化に取り組んでまいります。
公益社団法人設立以来、この運営方針は掲げ続けているのですが、令和6年度運営方針から一度外しましたところ、大阪府の立ち入り検査で様々な指摘を受け、役員一同気を引き締めるためにも令和7年度運営方針より再度掲げております。
今後も公益社団法人としての社会的責任を果たしながら、府民の健康増進と鍼灸業界の発展に資する運営に努めてまいります。

事前質問2：井尻(河南地域)
府民への鍼灸の普及啓発事業について河南地域では、毎年はびきの健康まつりに参加している。昨年は、数人の先生方で2時間半で約140人のはり体験と健康相談を行った。本会の他の事業活動と比べて、その貢献度は、今後謝金に値しないものかデータと理由を教えてください。
地域活動として、ご協力頂いている先生方のボランティア精神とやる気を失うことを懸念している。

回答：久保副会長
平素より地域での鍼灸普及活動に感謝申し上げます。
はびきの健康まつりにおいては、毎年参加されて多くの府民の方の健康に寄与して頂いていることは、本会としても重々承知しております。
ただ地域での普及活動されている先生方には大変申し訳ございませんが、本会としまして令和8年度の公益活動はスポーツイベントへのサポートに注力し、各種健康イベント及び研修事業については苦渋の決断ではありますが予算削減とさせていただきます。
しかし、各地域での普及活動同様、本会での普及活動の大きな役割を果たしていただいており、大いに価値があることです。

令和8年度の関しましては、大変申し訳ございませんが、一刻も早い地域事業への本会サポートを目指してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事前質問3：浅井(河北地域)
昨年12月18日 大阪マラソンケアステーション視察で起きた件について
1月18日の理事会で正副会長より報告があったようですが、当時法人管理委員長として私自身の認識と異なる報告がありました

事前質問3-1：浅井(河北地域)
何故理事会での報告で虚偽報告をしたのか
回答：荒木会長代行
理事会での虚偽報告とのご指摘についてですが、誰も虚偽報告をしておりません。
令和8年1月(第7回)理事会において、荒木から本件について「大阪マラソン実行委員会への対応について再度ヒアリングし、現状スポーツイベントでは毫鍼は使用せず、今まで通りのサービス提供することを確認。今後毫鍼の使用を検討するのであれば、しっかりとした調査と研修等の対策が必要」と報告しております。この発言に一切の虚偽はございません。
大阪マラソン視察で、毫鍼の使用可否について、当会担当者から発信したのか、大阪マラソン組織委員会担当者からの発信なのか、という点ですが、このことに関しては当初大阪マラソン組織委員会担当者からの発信と報告を受けておりましたが、それは発信ではなく担当者から

の発言を聞いて当会担当者から質問を行ったと1月11日に担当者本人からヒアリングしており、同月15日の正副会長会議にて報告しております。また担当者本人も3月の第8回理事会で説明しております。

本件の対応に当たったものとしては、虚偽報告ではなく状況説明の違いという認識のもと対応を行いました。

事前質問3-2：浅井(河北地域)

私自身は重大な問題として認識しているが業務執行理事はどう認識しているか

回答：荒木会長代行

業務執行理事として、本件について簡単な問題として認識・処理したつもりはございません。当然、大阪マラソンへのサポートボランティア活動が滞りなく継続出来るよう、大阪マラソン組織委員会に対して慎重に対応した次第です。また会内においても対外活動を行う上で、当者は本会代表としての立場となることの重大性を口頭にて指導を行いました。

公益活動の重要性や、これまで先人が積み上げてきたことを踏まえ、決して軽い問題ではないことは重々承知の上、対応した次第です。

事前質問3-3：浅井(河北地域)

堀口前会長がこの件で責任を取り辞任したのか

回答：荒木会長代行

堀口会長につきましては、理事会混乱の責任を取り、会長を辞任されることになりました。また、体調不良により長期的な加療が必要であることから、理事も辞任されます。少なからず本件に関しましても速やかな解決ができなかった責任は痛感されておられます。

事前質問3-4：浅井(河北地域)

この件が原因で私を含め4名の辞任届が提出されている事に対しどう思われているのか

この件に関しまして説明責任・責任の所在・責任の取り方・今期残り1年の人事に関して

回答：荒木会長代行

4名の理事辞任届が提出されていることは、異常な事態だと認識しております。

速やかな解決ができなかった正副会長(業務執行理事)の責任だと痛感しております。

4月の理事会で正副会長は役職の辞任届を理事会に提出しております。

そのうえで、同日理事会において代表理事互選が行われ、現業務執行理事となっております。

一刻も早く正常な理事会運営に努めなければならない一心であります。任期残り1年間を現理事全員で丸となって務める所存です。

事前質問3-5：浅井(河北地域)

理事を拝命してから本会運営に対して自分の担当部署の仕事、自分のできる事は一生懸命して来たつもりです。少しでもすっきりした状態で辞任させてください

この案件を解決する事が今後の本会運営、会員の利益になっていくと思います

回答：荒木会長代行

浅井先生の理事・監事としての貢献は計り知れないものだと誰もが認めるところです。これまで理事・監事として本会のためにご尽力いただいていることに厚く御礼申し上げます。本件の解決、そして信頼のおける理事会運営はじめ会務運営を行うことが、本会のため、すなわち会員の先生方のためでもあるというお考えも全く同感であります。

・事前質問・回答に対する質疑応答

質問：中川議長

辞任届が提出されている理事の先生たちの慰留に勤めるのか。それともその辞任届を受理してというような形になるのか。

回答：荒木

堀口会長は体調不良や療養の必要があることが共有された。総会への出席を依頼したものの、長時間の会議に耐えられないため欠席となった。

残る3名の理事についても辞任の話があるが、理事会としては必要な人材であり、簡単に辞任を受理する考えではない。そのため復帰に向けた働きかけを続けてきた。総会までに問題を整理・解決したかったものの、現時点では解決に至っていない。

今後は組織の正常化を目指しつつ、まずは辞任ではなく慰留(引き続き留任をお願いする方向)で対応する方針。

質問：竹藤(北摂)

大阪マラソン関連の説明について、組織担当者から「鍼を提供する」という説明があったが、具体的にどのような形で提供するのか。また鍼灸師会側から正式に提案・申し出たものなのか、相手側の判断や要請によるものなのか、経緯について説明を求める。

回答：南副会長

- ・大阪マラソン組織委員会の担当者は医療従事者ではなく、「鍼灸サービスの一部」と認識していた。
- ・組織委員会側が「大阪府鍼灸師会は鍼を提供する」と説明したことに対し、関係者の中で「豪鍼を使う前提で誤解されるのではないか」という懸念が生じた。
- ・発言した担当者側には、「実際に使う」という意図よりも、「将来的に可能なのか」という認識レベルでの発言だったとの説明があった。
- ・しかし、スポーツ事業に長く関わってきた関係者からは、「これまで慎重に避けてきた内容を軽率に発言したこと自体が問題」と受け止められた。そのため、組織委員会に誤解を与え、今後の運営や信頼関係に影響する可能性があるとの問題視された。
- ・関係者へのヒアリングでは、発言内容そのものの認識は一致していたが、発言時の状況や時系列説明に食い違いがあり、不信任や疑念を招いた。
- ・一方で、対外的には「従来どおりのサービス提供方針に変更はない」と組織委員会へ説明しており、実際に大きな方針変更があったわけではないとの説明があった。
- ・問題が長期化した背景には、発言の重大性に対する認識の違いや、公式発言か雑談レベルかという受け止め方の違いなど、複数の認識のズレが重なっていたと整理された。
- ・また、本来は初期段階で事実確認や経緯整理を十分行うべきだったが、その対応が不十分だったことについて、当時対応を任されていた側にも責任があるとの認識が示された。

質問：中川議長

- ・問題全体について、双方が感情的になり、対立が大きくなっているように見える。
- ・発言した人物や経緯を整理すると、経験の浅い若手と経験豊富な側との認識差が背景にあり、小さな問題が大きくなってしまった印象がある。
- ・当事者同士で第三者を交えて話し合えば、比較的早く解決できる内容ではないか。

回答：南副会長

若手担当者は、純粹な疑問から発言・質問をしてしまった面があるとの見方が示された。一方で、長年スポーツ事業に関わってきた側には、これまで慎重に積み重ねてきた経緯や苦労があり、その立場から問題視するのも理解できる。

問題の核心は「虚偽」そのものというより、説明内容に食い違いや曖昧さがあり、取り繕っているように見えてしまった点にある。

また、理事会側が「対外的には問題なく処理した」と説明したことで、一部の理事からは「問題をうやむやにしようとしている」「隠そうとしている」と受け取られ、不信任につながった可能性がある。その結果、関係者間の不信任が拡大し、問題が長期化・複雑化していった。

最後に、関係者に強い不信任を抱かせてしまったことについて、執行部側としても重大な責任を感じている。

質問：竹藤(北摂)

大阪鍼灸師会には優秀な理事が多い一方で、若手を育てる面や、若手が意見を言いやすい環境づくりには課題がある。経験豊富な監事やベテラン理事が助言・支援し、組織運営や問題解決をサポートすべき。

回答：浜田監事

このような問題で対立している場合ではなく、皆で協力して活動していくべき。今回の件は本来小さな問題であり、ここまで揉めるのはおかしい。組織としては、対立よりも協力を重視し、一緒に力を合わせて取り組んでいくべき。

質問：竹藤(北摂)

「小さな問題」という表現に対して、担当者の立場からすると軽視されたように感じた。鍼灸を普及したい思いを持ちながらも、制約やリスクの中で、現場では担当者が多くの葛藤や試行錯誤を重ねながら慎重に対応している。「これくらいのこと」と受け取れる発言は、気持ちの行き違いや不信任を生む可能性がある。現場で努力している担当者の思いや背景にも配慮してほしい。

回答：南副会長

発言内容については、実際に現場を経験していない立場でも問題性を感じるものであり、担当者が強く引っかかるのは当然。

当初の時点で、発言の経緯や状況を細かく整理・検証し、どこに問題があったのかを明確にしていれば、ここまで大きな問題にはならなかっただろうとの反省している。

10. 閉会の辞 北川副会長

公益社団法人 大阪府鍼灸師会 令和8年度 第2回理事会 議事メモ

出席理事：	荒木善行	南 治成	久保俊仁	北川 肇	永澤至子	森下輝弘	廣橋久美子	新名美恵	松尾正己	吉野亮子
吉村春生	(順不同)									
出席監事：	浜田 暁	得本 誠	山村 三郎	欠席：	浅井和俊	三宅なつえ	丹波徹二	岩津優希	清藤直人	堀口正剛
【出欠確認】	■理事 17 名	出席数：11 名	欠席数：6 名	■監事 3 名	出席数：3 名	欠席数：0 名				

I. 開会の辞 副会長 南 治成

II. 挨拶 理 事 荒木善行

関係者への再ヒアリングを実施し、総会向けに時系列整理と回答集を作成。

事実誤認は確認されなかったが、発言順序や「鍼」の定義(豪鍼・パイオネックス)の認識差があった。組織担当者から「鍼は可能」「京都マラソンで実施例あり」との説明を受けたとの報告あり。

当時の執行部は問題収束を図ったが、当事者間の認識差により未解決。

1月11日の会合で、担当者発言には十分配慮するよう注意喚起済み。

理事会運営への影響を謝罪し、正常運営回復を最優先とする方針。

関係者3名の理事会復帰は未解決で、総会後に再協議予定。

Ⅲ. 報 告 正副会長活動報告・日鍼会活動報告・委員会報告

【正副会長報告】

4月26日 臨時正副会長会議

5月7日 正副会長会議

荒木理事

5月10日 大阪府障がい者スポーツ大会総合開会式

堺市鍼灸師会80周年記念祝賀会

久保副会長

北川理事 財務報告

【日鍼会報告】

南副会長

中村会長インタビュー動画の撮影。若手鍼灸師との対話

新名理事

日本鍼灸師会のホームページに英語表記が増えた。

6月1日から始まるJROM会議に、国際委員会として出席することになった。

【委員会報告】

特になし

Ⅳ. 議 案

第1号議案 第2回理事会開催に伴う会長職務代行者について(久保)

堀口会長が病気療養中であり、理事会への出席および職務遂行が困難な状況である。

- ・荒木理事を会長職務代行者として選任する。
- ・会長職務代行者には、理事会運営に関する一切の事項および議長職務を担わせる。
- ・堀口会長の退任時期は、本人の了承を得て、定時会員総会終了時とし、その後、荒木理事が新会長として就任する。

提案理由

- ・今回の理事会および総会では、委任状が「会長 堀口正剛」名義で提出されている。
- ・法的な正当性と手続きの整合性を確保するため、リーガルチェックを行った結果、総会終了までは堀口会長を現会長として扱う形が最も円滑であるとの助言を受けた。
- ・そのため、正式な会長交代は総会終了後とする運営方針が示された。
- ・現在は正式な議長選任前であるため、暫定的に司会者が議長役を代行。

採決 ➡ 全会一致で承認

これにより、荒木理事が会長職務代行者兼議長として、本理事会の運営を進行することとなった。

第2号議案 定時会員総会開催に伴う会長職務代行及び委任状取扱いについて(久保)

理事会と同様、会長職務代行者の権限として、以下を担うことを確認した。

- ・総会運営に関する対応
- ・総会での議事進行
- ・議事録署名
- ・委任状の受領および確認
- ・総会成立・運営に必要な事項全般

既に提出済みの委任状については、堀口会長が欠席した場合でも効力を失わない取り扱いとし、総会成立要件の出席数に算入することを確認した。

本件については、顧問弁護士である 緒方先生に確認を行い、適正な総会運営のためには理事会承認が必要との助言を受けた。

採決 ➡ 全会一致で承認

第3号議案 会員動態(森下)

- ・入会申請 上村弘典先生 ➡ 全会一致承認
- ・賛寿会員 上野ふさ枝先生 ➡ 全会一致承認
- ・準会員(学生)の満了対応(令和5月31日満了対象者一覧)

国家試験合格未確定のため、一律継続せず、免許番号・写しの提出案内を送付。

提出者のみ「準会員鍼灸師」として継続、未提出は消滅。

準会員鍼灸師の満了：今月末までに正会員として新規入会手続と必要書類提出を案内。

未提出は消滅。正会員移行は「新規入会」扱い(入会規定に準拠)

採決 ➡ 全会一致で承認

第4号議案 定時会員総会の件(久保)

議長団：議長 中川(中央)、副議長 中谷(河北)。

議事録署名者：荒木(中央)、中川(中央)

成立要件：出席・委任状で過半数超を確認。

総会資料の表記訂正：表紙の会長表記は「会長 堀口正剛」

「会長挨拶」は「会長代行 荒木善行」に訂正し、差替文書は当日配布及び後日フレッシュ等で案内予定。

採決 ➡ 全会一致で承認

第5号議案 公式SNS(LINE・Instagram・Facebook)運用規程の制定および改訂について(廣橋)

SNS・公式LINE運用規定(ドラフト)とセキュリティ

LINE/各SNS運用規定の新設ドラフトを提示(AI支援で作成、セキュリティと権限管理を重視)。

即時性・気軽さを損なう過度な記録要求は避けるべきとの見解。苦情・トラブル発生時の記録が必要。

公式LINEは自動返信に切替予定。分野別の専用メール窓口を設け、担当部署に直接到達する導線を整備。メーリングリストは外部からの情報流入を抑制し、安全性向上のため再構築予定。

採決 この方向性で進めて行く ➡ 全会一致承認

閉会の辞 北川理事